

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (特定信託受益権の裏付け資産)

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
暗号資産交換業者に関する内閣府令	交換業府令
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令	取引業府令
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	兼営法
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令	兼営法施行令
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	兼営法施行規則
資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号口及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十条第十項第四号の規定に基づき特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たっての債券の基準を定める件	債券の基準を定める件
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025年1月22日）	資金決済WG報告

目 次

	項 目	ページ数
1	移動業府令関係	2
2	取引業府令関係	2
3	兼営法施行規則関係	5
4	債券の基準を定める件関係	6
5	その他	6

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 移動業府令関係		
1	<p>移動業府令第3条の3第2号ハの「当該特定信託口座の種類」とは、普通、当座又は定期の別といった預金種別の変更がこれに該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、特定信託受益権が円建てで発行される場合には取引業府令第3条第3項第1号イ(1)又は(2)の別が、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別が該当するものと考えます。</p>
2	<p>移動業府令第3条の3第3号において「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法の変更」が新規に届出事項として規定されているが、具体的にはどのような内容の変更を想定しているのか。</p> <p>同号における「信託財産の管理又は運用の方法」が、取引業府令第3条第3項第1号イ又は第2号イに規定する「信託財産の管理又は運用の方法」と同義であれば、運用資産の内容が変更される場合（例えば、要求払預金のみで運用していた特定信託会社が、運用方法として定期預金又は国債を追加する場合など）のみを指すものと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、裏付け資産の構成を変更する場合を想定しております。</p>
3	<p>移動業府令第3条の4第2号ロの「報告基準日における信託財産の額を証明する書面」とは、具体的にどのような内容の書面を想定しているか。</p>	<p>移動業府令第3条の4第2号ロに係る書類としては、報告書を提出する特定信託会社自らが発行する書面であって、信託の種目や種目ごとの金額等を示した上で報告基準日における信託財産の額を証明することをその内容とするものを想定しております。</p>
4	<p>移動業府令第31条第6号ロ及びハにおいてそれぞれ定める「適切な措置」として、特定信託会社に対し、具体的にどのような措置を講ずることを求めることを想定しているのか。</p>	<p>お尋ねの「適切な措置」とは、信託財産の管理又は運用の方法が所定の要件を満たすために当該特定信託会社において講じることが必要な措置を意味しており、当該措置が講じられているか否かは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
2. 取引業府令関係		
5	<p>取引業府令第3条第3項第1号イ(1)の預金には、日本銀行の当座預金を含むかご教示いただきたい。また、預金保険の対象外となっている日本の金融機関の海外の支店に開設された預金口座の預金又は外国銀行の在日支店に開設した預金口座の預金は含まれるのかご教示いただきたい。</p>	<p>特定信託受益権の発行者は、信託財産のうち預貯金により管理する部分を、資金決済法施行令第16条第1項に定める要件を満たす銀行等ないし金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置を講じなければなりま</p>

		<p>せん（移動業府令第 31 条第 6 号イ、兼営法施行規則第 22 条第 10 項第 3 号）。</p> <p>そして、かかる「銀行等」（資金決済法第 2 条第 32 項）及び「金融機関」（兼営法施行令第 2 条）に日本銀行は含まれておりませんので、特定信託受益権の裏付け資産を日本銀行の当座預金で管理することはできないと考えられます。他方、預金保険の対象外である日本の金融機関の海外の支店に開設された預金口座の預金や、銀行法第 47 条第 1 項の規定により免許を受けた外国銀行支店に開設された預金口座の預金を特定信託受益権の裏付け資産に組み入れることについては、必ずしも制度上排除されているものではありませんが、その適切性については個別事例の実態に即して判断されるべきものと考えます。</p>
6	<p>取引業府令第 3 条第 3 項第 1 号イ(2)の「元本欠損が生ずるおそれのない定期預金」とは、当該預金先の金融機関が倒産した場合においても元本欠損が生じるおそれがないようにすることが求められるのかご教示いただきたい。すなわち、1 金融機関あたり 1,000 万円以上の預金はペイオフの対象となるが、ペイオフ発生を考慮しておく必要があるのかご教示いただきたい。</p>	<p>お尋ねの「元本欠損が生ずるおそれ」があるものとしては、例えば、中途解約時の解約手数料等によって元本割れが生じるものを想定しており（資金決済WG報告 17 頁参照）、定期預貯金の預入先の銀行等ないし金融機関が倒産した場合においても元本欠損が生じるおそれがないようにすることまで求める趣旨ではございません。</p> <p>なお、特定信託受益権の発行者は、信託財産のうち預貯金により管理する部分を、資金決済法施行令第 16 条第 1 項に定める要件を満たす銀行等ないし金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置を講じなければなりません（移動業府令第 31 条第 6 号イ、兼営法施行規則第 22 条第 10 項第 3 号）ので、ご留意ください。</p>
7	<p>信託財産を定期預金で運用する場合における「元本欠損が生ずるおそれのない定期預金」（取引業府令第 3 条第 3 項第 1 号イ(2)）の「元本欠損が生ずるおそれのない」という部分は、「例えば、中途解約手数料が発生する場合にも、当該解約手数料を考慮しても元本割れが生じない」（資金決済WG報告 17 頁）といった基準で判断することが想定されているとの理解でよいか。</p>	<p>基本的にはご理解のとおりと考えます。</p>

8	<p>取引業府令第3条第3項第1号イ(2)において、「元本欠損が生ずるおそれのない定期預金（その預金者がいつでも解約することができるものに限り（以下、略））」とあるが、途中解約によって生じる解約手数料を差し引いた場合、元本に満たない金額しか預金者に償還されないような定期預金は、同号イ(2)の要件を満たすか。</p>	<p>中途解約時に解約手数料が差し引かれること等により、預金者に支払われる金額が元本に満たない金額となる定期預金については、基本的には、取引業府令第3条第3項第1号イ(2)の要件を満たさないものと考えられます。</p>
9	<p>取引業府令第3条第3項第1号ハ(1)及び第2号ハ(1)において、信託財産を国債証券等の債券で運用する場合、信託契約において、信託財産の元本評価額が受益権の履行等金額の合計額に満たないときは「委託者」により不足額の解消がされるものであること（追加拠出義務）を定めることが必要とされている。また、信託財産の元本評価額が当該受益権の履行等金額の合計額に満たない場合、その翌日から起算して二営業日以内に委託者が不足額を解消することが必要とされている。</p> <p>この点、特定信託受益権において、兼営法第6条の運用方法を特定しない金銭信託に該当するかなど、信託契約の内容等の個別の事情を勘案する必要はあるものの、受益者保護の観点で、委託者と受託者の間の合意にもとづいて受託者が損失補てんを行うような場合においては、実質的に見れば「委託者によりその不足額が解消」されたものと評価できる場合があり得るとの理解でよいか。</p>	<p>兼営法第6条の「運用方法の特定しない金銭信託」に対する損失補てんについては、受託者が信託契約などに基づいて行う運用に一定の裁量の余地があることを前提とする趣旨が含まれているものと考えられます。信託契約の内容等の個別の事情を勘案する必要がありますが、委託者と受託者の間の合意に基づいて受託者が損失補てんを行うような場合においては、実質的に見れば「委託者によりその不足額が解消され」（取引業府令第3条第3項第1号ハ(1)及び第2号ハ(1)）たものと評価できる場合があると考えております。</p>
10	<p>取引業府令第3条第3項第1号ハ(1)及び第2号ハ(1)において、委託者による信託財産の追加義務の期限が、「満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内」となっているが、他方で、資金移動業者（第二種資金移動業）が、資金移動業として電子決済手段を発行する場合には、基準日から3営業日以内の保全で足りることとされている（移動業府令第11条第2項）。そのため、当該追加信託の義務についても、不足が生じた日の翌日から起算して「3営業日」以内としていただきたい。</p>	<p>特定信託受益権においては、資金移動業者が発行する電子決済手段（いわゆる「1号電子決済手段」）と異なり、発行者（信託受託者）は信託財産に属する財産のみをもって償還請求に応じる責任を負い、自らの固有財産をもって償還請求に応じる責任を負わないことから、1号電子決済手段の履行保証金に係る保全義務と必ずしも同列に論じることができるものではないものと考えます。</p>
11	<p>取引業府令第3条第3項第1号ハ及び第2号ハは、いずれも「信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること」と規定されているが、これは信託契約において、同項第1号ハ(1)及び(2)又は第2号ハ(1)及び(2)に対応する規定を盛り込み、委託者と受託者にそれぞれ義務を課すことで満たす想定でよいか。その場合、何らかの事情により、例えば同項第1号ハ(1)又は第2号ハ(1)の不足額の期限内での解消ができなかった場合においても、（委託者の義務違反の問題は生じ得るものの）直ちに特定信託受益権該当性に影響を及ぼすものではないという認識でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的にはご理解のとおりと考えます。</p>

12	<p>取引業府令第3条第3項第1号ハ(2)及び第2号ハ(2)では、「受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること」が要件として挙げられているが、その算定を行うべき時点が規定されていない。</p> <p>受託者の各営業日における特定の時点（「●時時点」）において、当該算定をすれば足りるとの理解でよいか。算定された信託財産の元本評価額と、信託財産として受託者が受け入れた金銭の額を比較し、不足がある場合は追加信託する、という流れになるのか。</p> <p>算定時点についての考え方が不明であるため、府令の条文上明確にさせていただくか、関連するガイドライン等において明示していただきたい。</p>	<p>ご理解のとおり、受託者において一定の内部ルールを定め、毎営業日の一時点を算定時点として設定し、当該時点における信託財産の元本の評価額を合理的に算出することを想定しております。なお、取引業府令第3条第3項第1号ハ(1)及び第2号ハ(1)は、信託財産の元本の評価額が信託受益権の履行等金額の合計額に満たないこととなった日を基準に、翌日から起算して2営業日以内に不足額の解消を求める旨を規定しており、当該期間内の不足額の解消が可能な方法による算定を行う必要があります。</p>
13	<p>取引業府令第3条第3項第2号イ(1)の外貨預金は、一般に預金保険の対象となっていないものと認識しているが、預金先金融機関の信用リスクは特段考慮不要ということによいかご教示いただきたい。また、預金先金融機関は本邦金融機関に限られるのかご教示いただきたい。例えば、極端な3例を示すと、ニューヨーク連邦準備銀行に開設した当座預金口座や、極めてクレジットリスクの高い国に本店を置く銀行の預金口座、又はその在日支店の口座ではどうか。</p>	<p>特定信託受益権の発行者は、信託財産のうち預貯金により管理する部分を、資金決済法施行令第16条第1項に定める要件を満たす銀行等ないし金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置を講じなければなりません（移動業府令第31条第6号イ、兼営法施行規則第22条第10項第3号）。</p> <p>そのため、特定信託受益権の裏付け資産を「銀行等」（資金決済法第2条第32項）ないし「金融機関」（兼営法施行令第2条）に該当しない外国の金融機関に対する預貯金で管理することはできないと考えられます。また、預貯金の預入先の金融機関が、銀行法第47条第1項の規定により免許を受けた外国銀行支店等の「銀行等」ないし「金融機関」に該当する場合であっても、かかる銀行等ないし金融機関は、資金決済法施行令第16条第1項及び移動業府令に定める健全性に係る基準を満たすものに限定され、かつ、これらに開設された預金口座の預金を特定信託受益権の裏付け資産に組み入れることの適切性については個別事例の実態に即して判断されるべきものと考えられますので、ご注意ください。</p>
<p>3. 兼営法施行規則関係</p>		

14	<p>兼営法施行規則第 22 条第 10 項第 4 号及び第 5 号においてそれぞれ定める「適切な措置」として、信託銀行に対し、具体的にどのような措置を講ずることを求めることを想定しているのか。</p>	<p>お尋ねの「適切な措置」とは、信託財産の管理又は運用の方法が所定の要件を満たすために当該信託銀行において講じることが必要な措置を意味しており、当該措置が講じられているか否かは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
15	<p>兼営法施行規則第 39 条第 3 項第 3 号ハの「当該特定信託口座の種類」とは、普通、当座又は定期の別といった預金種別の変更がこれに該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、特定信託受益権が円建てで発行される場合には取引業府令第 3 条第 3 項第 1 号イ(1)又は(2)の別が、外貨建てで発行される場合には同項第 2 号イ(1)又は(2)の別が該当するものと考えます。</p>
16	<p>兼営法施行規則第 39 条第 3 項第 4 号において「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を変更しようとする場合」が新規に届出事項として規定されているが、具体的にはどのような内容の変更を想定しているのか。</p> <p>同号における「信託財産の管理又は運用の方法」が、取引業府令第 3 条第 3 項第 1 号イ又は第 2 号イにそれぞれ規定する「信託財産の管理又は運用の方法」と同義であれば、運用資産の内容が変更される場合（例えば、要求払預金のみで運用していた信託銀行が、運用方法として定期預金又は国債を追加する場合など）のみを指すものと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、裏付け資産の構成を変更する場合を想定しております。</p>
4. 債券の基準を定める件関係		
17	<p>債券の基準を定める件の柱書の「当該債券」及び第一号の「当該外国に付与された債務者信用力格付」について、「当該」が指し示すものがないため規定すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の「当該債券」は、移動業府令第 31 条第 6 号ロ及び兼営法施行規則第 22 条第 10 項第 4 号において金融庁長官がその基準を定めることとしている債券（取引業府令第 3 条第 2 項第 2 号の債券）を指しています。また、ご指摘の「当該外国に付与された債務者信用力格付」は、債券の基準を定める件の柱書の「外国」に付与された債務者信用力格付を指しています。</p>
5. その他		
18	<p>ステーブルコインの裏付け資産・運用については、米国のいわゆる「GENIUS 法案」等で評価されている方向性（高品質・高流動性資産を中心に据え、信頼性を担保する設計）を参考にすべきである。基本的には国債等を中心とした運用が、透明性・安全性・換金性の観点から合理的である。</p>	<p>特定信託受益権の裏付け資産については、資金決済WG 報告を踏まえ、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法として、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低</p>

		<p>い資産の保有に限ることとし、満期・残存期間3か月以内の国債等及び中途解約が認められる定期預金による管理・運用を認めることとしています。</p>
19	<p>取引業府令第3条第3項第1号ハ(1)及び第2号ハ(1)において、信託財産を国債証券等の債券で運用する場合、信託契約において、信託財産の元本評価額が受益権の履行等金額の合計額に満たない場合は委託者によりその不足額の解消がされるものであること（追加拋出義務）を定めることが必要とされているところ、信託契約の委託者に法的倒産手続が開始した場合、委託者が追加拋出義務を負う信託契約は双方未履行双務契約に該当するとして破産管財人等により解除される可能性があり、信託契約が解除された場合は信託は終了する（信託法第163条第8号）。</p> <p>そこで、このような事態を回避するために、信託契約が双方未履行双務契約に該当しないための対応措置を信託契約の設計の際に取り入れることが考えられるところ、電子決済手段等取引業者の利用者区分管理金銭信託（取引業府令第33条第2項）や暗号資産交換業者の利用者区分管理信託（交換業府令第26条第1項）等の既存の制度と同様、信託契約において、委託者に法的倒産手続が開始された場合に直ちに受託者が委託者の追加拋出義務を免除する等の定めを置くことが否定されるものではないことを確認したい。</p>	<p>電子決済手段等取引業者の利用者区分管理金銭信託（取引業府令第33条第2項）や暗号資産交換業者の利用者区分管理信託（交換業府令第26条第1項）等の既存の制度と同様に、信託契約において、ご指摘のような定めを置くことが直ちに否定されるものではないと考えます。</p>